

山武市公告

山武市農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により山武市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月25日

山武市長 小野崎 正喜



- 1 縦覧に供する書類の名称 山武市農業振興地域整備計画変更理由書
- 2 縦覧期間 自 令和8年5月25日
至 令和8年6月24日
- 3 縦覧場所 山武市役所産業振興部農政課（山武市殿台296番地）及び市ホームページ
- 4 意見書の提出
本市の住民は、この策定案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。
 - (1) 提出先 山武市役所産業振興部農政課（山武市殿台296番地）
FAX：0475-82-2107 メールアドレス：nosei@city.sammu.lg.jp
 - (2) 提出方法 持参、郵送、ファクス又は電子メールによる。
 - (3) 提出期限 令和8年6月24日
 - (4) その他留意事項
ア 意見書の様式は任意とするが、提出年月日、提出者の住所、氏名を必ず記載すること。
イ 提出された意見書については、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。
- 5 不服の申出
この農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、この農用地利用計画の変更案に対して不服があるときは、次のとおり不服の申出をすることができる。
 - (1) 申出先 山武市役所産業振興部農政課（山武市殿台296番地）
 - (2) 申出方法 持参又は郵送による。
 - (3) 申出期限 令和8年7月9日
 - (4) その他留意事項
この不服の申出については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の再調査の請求に関する規定（同法第54条を除く。）が準用される。